

本件事故当時、緊急時避難準備区域・警戒区域内に、各々居住していた申立人らが、平成23年4月までの妊娠及び同月の人工妊娠中絶に係る申立人らの精神的損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

申立人X1の平成23年4月〇日までの妊娠及び同日の人工妊娠中絶に係る申立人ら兩名の精神的損害

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、申立人X1が妊娠〇週目ころである平成23年3月11日から同月14日まで福島第一原子力発電所の〇〇キロメートル地点に滞在していたこと、および医師に相談したものの出産に支障がない旨の助言が得られなかったことに伴う不安による精神的苦痛について、慰謝料として、金50万円の支払い義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、申立人らと被申立人との間には、第1項に掲げる損害項目については、本和解契約書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月6日

（仲介委員長 木下良平、仲介委員 佐藤彰一）